

■ 申請者

商号又は名称	(フリガナ) シマネケンカンザイ 株式会社島根県管財
--------	--------------------------------------

登記表示のとおり記載

■ 基本情報

しまねゆめいくカンパニーの認定状況	認定の有無	有 ・ 無 (いずれかに○)	
こころカンパニーの認定状況	認定の有無	有 ・ 無 (いずれかに○)	
しまね女性の活躍応援企業登録状況	登録の有無	有 ・ 無 (いずれかに○)	
ISO14001の認証・登録状況	取得の有無	有 ・ 無 (いずれかに○)	
障害者雇用状況	雇用率	2.5 % ※報告義務がある場合は記載 (雇用状況報告書の記載と一致させてください)	
	雇用障害者数	人 ※報告義務がないが雇用実績がある場合に記載	
県内営業所一覧	営業所名称	所在地(市町村名のみ)	実施可能な営業品目 (業務の番号で記載)※
	松江営業所	松江市	1, 2, 3, 6, 8, 15
	浜田営業所	浜田市	1, 2

■雇用義務がある場合
雇用率は別途提出する最新の「障害者雇用状況報告書」に基づき記入してください。

■雇用義務がない場合
①雇用実績がある場合は実雇用人数を記載。
②雇用実績がない場合はなにも記載しない。

委任の有無にかかわらず、申請する業務を実施することができる県内の営業所を全て記載してください。
(委任先営業所は別途下表に記載してください。)

■ 登録・許可

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域	※浄化槽保守点検業務の資格審査を受けようとする場合のみ記入
浄化槽法第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名	※浄化槽清掃業務の資格審査を受けようとする場合のみ記入
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可(浄化槽汚泥)を受けている県内の市町村名(旧市町村名)	※浄化槽清掃業務の資格審査を受けようとする場合のみ記入
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けている県内の市町村名	※廃棄物処理業務(一般廃棄物の収集運搬業)の資格審査を受けようとする場合のみ記入
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けている県内の市町村名	※廃棄物処理業務(一般廃棄物の処分業)の資格審査を受けようとする場合のみ記入

■ 委任に関する事項

委任の有無	有 ・ 無 (本社のみ) (いずれかに○をし、有の場合は以下を記入してください。)		
委任期間	認定日 ~ 令和9年12月31日		
委任事項 (次の1~5に係る事項を全て受任者に委任します。)	1 入札及び見積に関する件 2 契約締結に関する件 3 契約の履行に関する件 4 契約の履行に伴う代金請求及び受領に関する件 5 その他1から4までに付帯する一切の件		
受任者1	委任する業務の番号※	1, 2, 3, 6, 8, 15	
	名称	(フリガナ)	マツエエイギョウシヨ 松江営業所
受任者2	委任する業務の番号※		
	名称	(フリガナ)	
受任者3	委任する業務の番号※		
	名称	(フリガナ)	

資格申請システムで入力した「委任先営業所」欄と、必ず一致させてください。

※委任事項は上記の5項目全てです。一部の事項のみ委任することはできません。

記入上の注意事項

- ・ ※「業務の番号」は、「審査の手引き(個別編)」の8ページ等で確認してください。
- ・ 「受任者」の欄は、「入札参加資格申請書」または資格申請システムの記載内容と一致させてください。
- ・ 「受任者」の欄が不足する場合は適宜追加してください。(別紙による提出可)

業務に関する資格及び許認可等調書

■ 申請者

商号又は名称	(フリガナ) シマネケンカンザイ 株式会社島根県管財
--------	-------------------------------

■以下の申請する業務に☑をつけ、業務に関する資格・許認可を確認してください。提出書類がある場合は☑をつけ、書類を添付してください。
また、業務に関する資格については、有資格者の人数を記載してください。(記載がない場合は0とみなします。)

業務の番号	業務名	申請する業務に☑	提出書類に☑		業務に関する資格・許認可 及び 提出書類	有資格者数(人)	
			必須	あれば提出		会社全体	うち県内
1	清掃業務	☑	☑	☑	建築物清掃業登録の登録証の写し		
				☐	建築物環境衛生総合管理業登録の登録証の写し		
2	機械警備業務	☑	☐	☑	警備業法第3条にかかる公安委員会の認定証の写し		
3	警備員警備業務	☑	☐	☑	警備業法第3条にかかる公安委員会の認定証の写し		
4	貯水槽清掃業務	☐	☑	☐	建築物飲料水貯水槽清掃業登録の登録証の写し		
5	害虫等防除業務	☐	☑	☐	建築物ねずみ昆虫等防除業登録の登録証の写し		
6	浄化槽保守点検業務	☑	☑	☑	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し 又は 松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し	5	1
				☐	浄化槽管理士		
7	浄化槽清掃業務	☐	☐	☐	「浄化槽法第35条第1項」に基づく浄化槽清掃の市町村長の許可の写し(許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)		
				☐	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条」による市町村長の許可証(浄化槽汚泥)の写し(許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)。		
8	一般廃棄物の収集運搬	☐	☐	☐	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項による市町村長の許可証の写し(許可を受けている県内の市町村分全て提出)		
	一般廃棄物の処分	☐	☐	☐	同法律第7条第6項による市町村長の許可の写し(許可を受けている県内の市町村分全て提出)		
	産業廃棄物の収集運搬	☑	☑	☑	同法第14条第1項による都道府県知事の許可証の写し ※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名: <u>鳥取県</u> 】		
	産業廃棄物の処分	☐	☐	☐	同法第14条第6項による都道府県知事の許可の写し ※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名: _____】		
	特別管理産業廃棄物の収集運搬	☐	☐	☐	同法第14条の4による都道府県知事の許可証の写し ※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名: _____】		
9	空調機器保守点検業務	☐	☐	☐	同法第14条の4第6項による都道府県知事の許可の写し ※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名: _____】		
				☐			

「あれば提出」の項目は、提出する許可証の写しがある場合のみおこなってください。(該当の許可証がない場合は☑しないでください。)

業務の番号	業務名	申請する業務に☑	提出書類に☑		業務に関する許認可・資格 及び 提出書類	有資格者数(人)		
			必須	あれば提出		会社全体	うち県内	
10	昇降機保守点検業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		① 昇降機検査資格者登録証の写し 及び ② 当該資格者を雇用していることを証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	昇降機検査資格者		
11	消防用設備点検業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		① 消防設備士免状の写し(両面) 又は ② 総務省令で定める資格の写し 及び ③ 当該資格者を雇用していることを証する書類の写し ※【①②はどちらか、③は必須】提出書類は、甲・乙は共通として、各類、各種ごとに3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	特類消防設備士(甲・乙共通) 第1類消防設備士(甲・乙共通) 第2類消防設備士(甲・乙共通) 第3類消防設備士(甲・乙共通) 第4類消防設備士(甲・乙共通) 第5類消防設備士(甲・乙共通) 第6類消防設備士(甲・乙共通) 第7類消防設備士(甲・乙共通) 特種消防設備点検資格者 第1種消防設備点検資格者 第2種消防設備点検資格者		
12	オイルタンク清掃点検業務	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	地下タンク等定期点検事業者認定証の写し 定期点検技術者講習修了者			
13	電気設備保守点検業務	<input type="checkbox"/>			電気主任技術者 第1種電気工事士 第2種電気工事士 自家発電設備専門技術者			
14	電話交換設備保守点検業務	<input type="checkbox"/>			工事担任者資格者 ※種別に関わらず資格所有者の総数を記載してください。			
15	ボイラー保守点検業務	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		① ボイラー整備士免許証の写し(両面) 及び ② 当該資格者を雇用していることを証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	ボイラー整備士	3	3
16	電気供給業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		電気事業法第2条の2に定められる電気事業登録を受けていることを証明する書類の写し			
備考欄								

記入上の注意事項

- ※ 記載にあたっては「審査の手引き(個別編)」の4, 6~8ページをよく読み、業務ごとの必須資格の詳細を確認してください。
- ※ 提出する許認可等の写しについては必ず申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときはその旨を備考欄に記載し、後日提出してください。
- ※ 「当該資格者を雇用していることを証する書類の写し」については、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し等のほか、任意様式の雇用証明書(押印必須)の提出も可能です。(証明書の写しを提出する場合は、資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報にはマスキングして提出してください。)
- ※ 資格申請システムの「登録を受けている事業」欄の入力内容も併せてご確認ください。